

平成 27 年 8 月 14 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 社 長 劉 天 泉
(JASDAQ: 2315)

問合せ先:

経営企画本部 副本部長 藤井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

社外委員会の検証結果を受けた当社の対応等について

平成 27 年 8 月 7 日付「社外委員会からの検証報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社は同日付で社外委員会から検証報告書を受領いたしました。これを受け、①元取締役および社員に対する責任追及、② 経営監視委員会の発足につきまして、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 元取締役および社員に対する責任追及について

当社取締役会は、検証報告書の内容について当社顧問弁護士等の専門家の意見を踏まえて慎重に検討した結果、企業としての社会的責任を明確に遂行するためにも厳格な態度で臨むことが不可欠と考え、元取締役の 3 名に対し、当社が被った損害について、民事責任の追及として、賠償金の支払いを求める方針であります。当該損害賠償請求の内容や範囲等につきましては、本日発足する経営監視委員会においてその妥当性を確認して頂いた後、8 月中に当社取締役会において決定し次第、速やかに開示いたします。

なお、本件に関与した社員については社内規程に則り厳正な処分を行いました。

2. 経営監視委員会の発足について

(1) 目的

平成 27 年 6 月 24 日付「再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況並びに今後の方針等に関するお知らせ」のとおり、当社は、新体制のもと、再発防止策および法令遵守体制の整備等の改善措置を鋭意進めておりましたが、平成 27 年 8 月 7 日付で受領した社外委員会の検証報告書をふまえ、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築するとともに、今後、再発防止策を実施していくにあたり、当社取締役会の諮問機関として、当社と利害関係を有しない外部有識者から構成される経営監視委員会を設置することといたしました。

当社は、経営監視委員会による継続的な助言とモニタリングを尊重しながら、着実に経営の改革を実行していくことを通じて、より一層透明性の高い経営を目指してまいります。

また、経営監視委員会には、当社が特定の利害関係を有する支配株主との間の取引等を行うにあたり、適正性および健全性確保の観点からも、助言・指導を頂く予定であります。

(2) 経営監視委員会の業務内容

経営監視委員会は、当社取締役会の諮問を受け、下記の重要事項につき審査を行った上、適宜、必要な助言およびモニタリング等を行います。

- (i) 当社と支配株主や親会社等との利益相反に係る関連当事者取引等に先立ち、その適正性等について監視し、経営の独立性を担保する為の助言・指導を行うこと
- (ii) 再発防止策等の改善措置の実施状況についてモニタリングをすること
- (iii) コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンスの再構築に向けた経営体制の整備、取締役会の構成変更に係る事項について助言・指導を行うこと
- (iv) 取締役会の適正な運営を担保する為、原則として付議事項を事前確認し、コーポレートガバナンスの観点から助言・指導を行うこと
- (v) 検証報告書の提言に沿って、民事責任の追及を行うに当たっての助言・指導を行うこと

なお、検証報告書で提言のあった当社取締役会の構成の再検討等につきましては、経営監視委員会の意見を頂き検討してまいります。

(3) 構成

当委員会は、以下の3名の委員により構成します。

委員長： 弁護士 根津 宏行（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
委員： 公認会計士 坂本 亮（C e n x u s 税理士法人）
委員： 弁護士 小嶋 一慶（弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所）

委員の略歴は以下のとおりです。

(敬称略、順不同)

委員長	根津 宏行 (弁護士)	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 元東京地方検察庁検事 株式会社S J I 第三者委員会委員長 株式会社S J I 社外委員会委員
	選定経緯： 弁護士としての専門的知見および本件に関する第三者委員会委員長・社外委員会委員としての継続性を重視した。	
委員	坂本 亮 (公認会計士・税理士)	C e n x u s 税理士法人 代表社員 元新日本有限責任監査法人
	選定経緯： 公認会計士としての専門的知見および本件に関する第三者委員会補助者・社外委員会事務局としての継続性を重視した。	
委員	小嶋 一慶 (弁護士)	弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所 東京事務所 元たかさき法律事務所
	選定経緯： 会社法を専門とする弁護士として元代表取締役北村克己から紹介されました。新たな視点で有益な助言・指導を期待する。	

(4) 期間

当社のコンプライアンス・ガバナンス体制の再構築、再発防止策等の改善措置の実施および特定の利害関係を有する支配株主等との間の取引等の適正性および健全性確保が確認されるまでの一定期間。

(5) 運営

経営監視委員会は、月1～2回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

(6) 発足日

平成27年8月14日

以 上